

すさみ町特定不妊治療費助成事業のお知らせ



●対象となる方

法律上の婚姻をしているご夫婦であること。
ご夫婦のいずれかがすさみ町に住民登録しており、
和歌山県特定不妊治療費助成事業（申請窓口：保健所）の
交付決定を受けた方。

※前年度の夫婦合計所得額 730 万円未満の方

●対象となる治療

体外受精または顕微授精

●助成内容

1 回につき限度額が 1 0 万円

●申請先・提出書類

すさみ町役場環境保健課

※すさみ町役場にこられる前に保健所にて和歌山県特定不妊治療費助成事業の
申請をおこなって下さい。

- ① すさみ町特定不妊治療費助成事業申請書（役場環境保健課で用意しています）
 - ② 和歌山県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
 - ③ 和歌山県特定不妊治療費助成事業助成金交付決定通知書の写し
 - ④ 戸籍上の夫婦であることを証明する書類（戸籍謄本及び附票）の写し
 - ⑤ 夫婦の住所を確認できる書類（住民票）の写し
 - ⑥ 医療機関が発行する特定不妊治療に要した費用に係る領収書の写し
- ・上記以外に、認印（申請時に押印）・通帳など助成金の振込み先が確認できる
ものがが必要です。
 - ・審査の結果、支給要件を満たしている場合はすさみ町特定不妊治療費助成事業助成金
交付決定通知書を交付し、指定された口座に助成金を振り込みます。

自己負担 1 0 万円
すさみ町 1 0 万円
国・県 3 0 万円

※初回治療で、治療費が
5 0 万円の場合。

【お問い合わせ先】

すさみ町役場環境保健課 保健師

TEL：55-4803（直通）